

瀬戸市告示第 27 号

平成 20 年瀬戸市告示第 35 号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、第 1 表の改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第 1 表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第 1 表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
会計課	納入通知書等による公金の収納（ <u>指定金融機関又は指定代理金融機関の瀬戸市役所派出所の取扱時間を除く。</u> ）	会計課長の職にある出納員	会計課	納入通知書等による公金の収納（ <u>指定金融機関瀬戸市役所派出所の取扱時間を除く。</u> ）	会計課長の職にある出納員
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第 2 表 出納員の権限に属する事務の委任			第 2 表 出納員の権限に属する事務の委任		
設 所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
国保年金	<省略>	<省略>	国保年金	<省略>	<省略>

課			課		
下水道課	<u>1 下水道事業受益者負担金の収納</u> <u>2 下水道使用料の収納</u> <u>3 公共下水道及び都市下水路占用料の収納</u>	<u>下水道課に属する出納補助員</u>			